

第28回
東京地方裁判所委員会
(平成24年9月4日開催)

東京地方裁判所委員会（第28回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成24年9月4日（火）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 追川 誠，大沢陽一郎，大段 亨，岡田ヒロミ，岡田雄一，小林昭彦，
駒村雅仁，島田一彦，栃木 力，南波 洋，平井裕子，平野治夫，
廣上克洋，深澤信夫，松下淳一，丸山陽子，山田俊雄，由岐和広

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，
同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，東京簡裁事務部長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 鈴木義和

第4 議題

「被害者参加制度について」

「破産事件について」

第5 配布資料

資料 東京簡易裁判所にて作成された文書（答弁書注意書）

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（廣上委員，山田委員）

3 議題「被害者参加制度について」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：プレゼンター，▲：オブザーバー】

(1) 裁判所委員から被害者参加制度の概要について説明があり，引き続き遮へいの措置及びビデオリンクシステムについて見学を行い，その後，以下のとおり質疑応答があった。

(2) 質疑応答

○ 被害者参加制度を利用して参加するかどうか，あるいは参加したいしくないとい

うことは、だれが決めるのか。

- 被害者参加人が参加の申出を裁判所に提出し、裁判所が参加可能な犯罪かどうか、あるいは訴訟進行の関係からどの段階で参加を認めたらいいかなど、いろいろな事情を考慮した上で、裁判所が参加を認めるかどうか判断することとなる。
- ◎ 被害者には検察官から説明等をするため、まずは検察官が相談相手になると思われる。資力要件があるが、法テラスを通じて国選の被害者参加弁護士を付けることになっているため、その後は参加の可否について弁護士の方が相談に乗るものと思われる。
- 次に、各場合にどのような措置が採られるかという点、被害者が傍聴人の立場で傍聴する場合は、被害者の方から申出があれば傍聴席や傍聴人の数を考慮して、被害者のために傍聴席を確保する。一般の傍聴人は満席の場合は傍聴できないが、被害者の場合は特別傍聴席を確保して必ず傍聴できるように配慮する。証人として証言する場合や被害者が意見陳述する場合、被告人や傍聴人の前では緊張したり不安になったりして、証言したり意見を述べたりできないという場合もあり、このような被害者に対しては、緊張等を和らげるために、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、付添人を付けることができる。証人として証言する際には、付添人に横に付いてもらうことができる。更に相当であれば、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、被告人や傍聴人との間に遮へい板を設けて遮へいし、被告人や傍聴人から被害者が見えないようにすることもできる。ただし、証人の場合は、証言の信用性を証言内容だけでなく証人の表情や動作など諸々のことを含めて判断することになるため、被告人から証人が見えない措置ができるのは、弁護人が付いている場合だけである。性犯罪の被害者などの場合で、被告人や傍聴人が居る法廷で証言したり、意見陳述したりすることができない事情があるときは、証人には別の部屋に居てもらい、法廷と別の部屋をネットワーク回線をつないで、尋問する人や被害者が証言する姿はモニターで見てもらうビデオリンクシステムにより、証人尋問や意見陳述を行うこともできる。また、必要であれば被告人や傍聴人のモニターには映像が映らないようにする遮へいの措置を採ることもできる。
- 付添人が付くような事例は多いのか。またどのような人が付添人として付くことが多いのか。
- ◎ 精神科医かどうかは分からないが、精神的な面に専門的な知識を持っている方や弁護士が付くことが多いのではないかと思う。

○ 都民センターとしては、年間300件ほど対応しているので、意外とあるという印象である。また、東京都公安委員会の資格で相談員という者が対応するシステムになっており、依頼のほとんどが被害者の代わりに裁判を傍聴する代理傍聴である。

● 平成23年のデータでは、年間12名の付添人があった。

最後に、被害者参加人として裁判に参加する場合で、被告人や傍聴人の前では尋問したり意見を述べたりできないという事情があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、付添人を付けたり遮への措置を採ったりすることができる。しかし、被害者参加人は自ら訴訟活動を行うため、ビデオリンクシステムの措置を採ることはできない。ただし、被害者参加人が被害感情に関する意見陳述をする場合は、一般の被害者の立場で意見陳述をすることになるため、ビデオリンクシステムの措置を採ることも可能である。実際には、被害者が参加人として裁判に参加しているときにビデオリンクシステムの措置を採ることはなく、裁判には代理人が参加している場合で、最後に意見陳述をする様などときには、ビデオリンクシステムの措置を採ることがある。

東京地裁及び立川支部を合わせた平成23年のデータによれば、証人尋問の際に遮への措置を採ったのは延べ人数で204人、被害者の意見陳述の際に遮への措置を採ったのは延べ人数で20人、証人尋問の際にビデオリンクシステムの措置を採ったのは延べ人数で31人、被害者の意見陳述の際にビデオリンクシステムの措置を採ったのは延べ人数で3人である。これは延べ人数であるため、1人の証人が2期日に渡って証言した場合は2人とカウントされることになる。しかし、遮へい等の措置を採る場合に、数期日に渡って期日が開かれることはほとんどないため、実際の証人等の人数とあまり違いはない。

どのような事件において遮へい等の措置が採られるかについては、データを取っていないため正確なことは言えないが、私の経験上では、遮へいの措置の多くは性犯罪、暴力団が絡んだ恐喝や傷害で、ビデオリンクシステムはほとんどが性犯罪ではないかと思う。

次に、被害者参加制度について、東京地裁及び立川支部を合わせた平成23年度のデータによれば、56件の事件で参加が認められている。そのうち、遮へいの措置が採られたものは12件で14名であり、これは1件で数名の参加が認められているものもあるため、事件数と参加人数は必ずしも一致していない。被害者参加が認められ

た事件としては、自動車運転過失致死等の交通事故関係が17件と最も多く、強姦等の性犯罪関係が9件、強盗致死等の強盗罪関係が9件、傷害罪関係が9件、殺人等が4件という順になっている。また、遮へいの措置が採られたものは、性犯罪関係が8件8名と一番多く、殺人罪関係が2件4名、逮捕監禁致死及び傷害が各1件1名となっている。

被害者参加が可能な事件で、どの程度参加がなされているかについては、統計を取っていないため、正確なことは分からないが、最終的な処断罪名が被害者参加制度対象事件であったものについてみると、被害者参加の割合は約5パーセントである。

具体的な被害者の保護について説明する。

(実際に遮へい板を設置して説明し、その後、ビデオリンクシステムについて実演を交えて説明)

- 付添人が付く場合は、どこにいるのか。
- 証人の横に付くことになる。また、裁判所の職員も機材の操作のために必ず一人付くことになる。
- ビデオリンクシステムがある法廷はいくつあるのか。
- 1つだけである。
- ◎ 地方の小さな裁判所などでは、合議法廷数の関係で常設するわけにはいかないので、可動式のものを必要に応じて設置することが多いようである。
- 地方も含めてどこの庁にもあるのか。
- ◎ 制度ができた関係で、どこの庁にも備え付けられている。また、東京地裁にも可動式のビデオリンクシステムがあるので、東京地裁では同時に複数使うことも可能である。
- 世界の裁判所では、被害者への配慮はどの程度されているのか。世界的にも同様に行われているのか。
- ◎ やっている国もあると思うが、このようなビデオリンクシステムという形が何か国あるか調べたことはない。
- 証人は、どういう質問をされるのか事前に知らされているのか。
- 検察官が証人に主尋問をする際に、予めどういう質問をするのか知らせていることはあると思うが、弁護人がどういう反対尋問をするのか知らせることはないし、裁判所は証人が言っていることがよく分からなかったり、当事者の質問が足らなかったり

した場合に補充をするだけで、一切知らせることはない。

- 付添人が付いた場合には、相談していいのか。
- 付添人は、証人の証言に影響を与えることはできないので、証言の内容をどうしたらいいとか、こういう証言をすると不利になるのかというような相談はできない。あくまで精神の安定を図ることを目的としているだけである。
- ◎ 先ほど、弁護士委員から質問があったが、実際に検察官が被害者に対して、被害者参加についてどのように説明されているのか、検察官委員から御説明いただけないか。
- 捜査段階で、被害者の方から事情を聞くということが多いが、それに併せて被害者参加制度の仕組みを説明し、被害者参加制度とは別の心情に関する意見陳述という制度についても説明し、理解していただいた上で、被害者の方に参加されるか意見陳述されるか判断をしていただくことにしている。捜査段階で被害者の方に直接話を聞く機会がない場合は、電話あるいは郵便で説明資料を送付して、対象事件については必ず意見を伺うようにしている。また、直ぐには決断できないということが多々あるため、そのような場合は公判担当検事に引き継ぐようにしているのので、その段階で参加したいという意志があれば連絡していただくことにしている。
- 先ほど被害者参加率が5パーセント程度という話があったが、これはあまりにも少ないような気がして、我々弁護士が悪いのかだれが悪いのかというのではなく、システムのうまくいっていないのではないかという印象があったので、今後どのようにしていったらいいのかという意味も含めて質問させていただいた。
- 検察官という職業は、もともと説明をして理解してもらおうということが本質なので、できるだけ分かり易く説明をした上で、何ができ何ができないのか理解していただくことが大前提で、その上で参加するか意見陳述するか判断していただくという手順を踏んでいる。従って、被害者の方が、理解ができなくて機会を逃してしまっているということはないと思っている。
- 都民センターの支援としては、被害者の方の中には、一人で裁判を傍聴すること自体が辛いと言われる方がおり、そういう方は訓練されたプロが隣に座っているだけで落ち着くということで、傍聴席での付き添いが多い。また、傍聴したいけど聞けないという方には、代わりに傍聴して被告人がこのような話をしていたということを伝えるという形の支援をしている。傍聴席ではなく中に入っての付き添いとなると、やはり家族の付き添いになると思うので、やはり傍聴席での付き添いという形が多いと

思う。

- ◎ 傍聴席ではなくバーの内側に入るとするのは、心理的に抵抗感が強いのか。
- 被害者の方の心情なので分からないが、全体の付き添いの数からすればバーの内側に入るとするのは少ない。

付き添い依頼があるのは性被害が多いため、自分の家族が殺されたとかいう場合と違った心情があるのかなと、最後の最後まで自分は被害者なのだといって戦う方まではないという印象で、バーの外側で被告人がどのような話をするのか聞きたい、あるいは聞きに行けないので代わりに聞いてくださいという依頼が多いのではないかと
思う。

- 被害者参加をされた方から、実際に参加してみてここが不具合だったとかいう声を裁判所が聞く機会を設けていることはあるのか。
- ◎ 年に1回程度、被害者団体の幹部の方から講演していただいて、高地裁の刑事系の裁判官や職員が、被害者の方がどういう心情でいるのかとか、法廷を出た後の感想はどうだったという話を間接的に聞くようにはしているが、事件が終わってその事件についてどうだったかというのはシステム的に聞きづらく、裁判員の方の感想とは違って直接的には聞いていない。トラブルがあったときには、検察官が第一義的に相談相手になる形になるので、検察官を通じて話を聞くことはあるが、制度をどうして欲しいというようなものは、被害者団体の方からこういう形で聞くというのが今のところの唯一の機会である。

4 議題「破産事件について」

- (1) プレゼンターである裁判官から破産事件の概要説明があり、その後、以下のとおり質疑応答があった。

(2) 質疑応答

- 事業者ではない個人で、免責される負債の総額は1件当たりどのくらいが多いというデータはあるのか。

また、免責事件を担当して、免責というのが社会的にどういう意味を持つのかという点をどう感じているか教えていただきたい。

- 個人の場合の負債額については、消費者の場合の負債額の分布について正確な統計は取っていないが、感覚としては500万円以下に収まっているのではないかと思う。また、圧倒的に多いのは200万円から300万円だと思う。

免責制度の位置づけについては、非常に難しい問題であり、誠実な破産者への恩典と位置づける考え方と、積極的に不許可とする事情がなければ基本的には免責とすべきだという考え方とがあると思う。民事第20部ではスタンスを決めているわけではないが、結果として不許可となるのが1パーセント未満というのが実情である。免責の捉え方というのは事件毎に違うと思うが、いわゆる消費者金融を前提とする純粋な消費者破産の場合は、むしろ債権者側も不良債権をずっと抱えていても事実状態として回収できないので、不良債権として抱えているよりは、法的な整理をして税務償却をするというメリットもあることから、債権者側もむしろ法的整理を望んでいる場合もあるので、そういう受け止め方をされる場合もある。ただ、債権者の中には、個人の友人、知人に絶対に迷惑を掛けないからと言われてお金を貸したということで、クレームを付ける方もいるが、そういう方からすれば、非常に虫のいい制度だという位置づけで捉えられていると思うので、社会の受け止め方が全体としてどうかということが画一的に決まっているということはないと思う。

ただ、実績としては、ほとんどの場合が免責していることになるので、経済的に難しい状態になった方の再チャレンジという位置づけが実績からすると強くなってきているのではないかと印象として思っている。

- 弁護士が付いた場合は、これは無理だということで裁判所へ申し立てる前にスクリーニングがされているのではないかと思うので、99パーセントという数字の見方については、若干注意が必要だと思う。
- 東京地裁はずっと確立した方式で続けてきているので、むしろ千葉地裁やさいたま地裁で破産手続の申立てをすると、免責の基準だけでなく疎明関係資料についても厳しい裁判官のチェックがされるという手続になっている感じがする。

弁護士の立場からすると、東京地裁の方式は、時期がはっきりしていて、破産管財人がチェックするのに最低限必要な期間もキープしながら運用されていて、破産者に対してどのようなスケジュールで進んでいくか説明しやすいので、使い勝手のいいスタイルになっていると思う。

- 弁護士がスクリーニングしているかということ、免責不許可になるから破産申立てをしないという例はあまりないと思う。もちろん、滞納税金がたくさんあって全く無理だという場合はあるが、最後の手段という形で破産する方が多いわけなので、基本的にはないと思う。

■ 少し補足すると、初めから免責に問題があると分かっている事例についても、管財事件にすることで、免責不許可の事情を調べるだけでなく、破産手続開始後に管財人に対してどういう協力態度を取ったであるとか、そういった裁量免責の一事情としてくみ取るところにメリットがある。開始後に不利益な事情も全て破産管財人に申告して協力しているとか、更生の見込みがあるとか、そういったことを裁量免責の事情として破産管財人が裁量免責の意見を出すということになる。中立の立場である破産管財人が意見を出すことによって、債権者が強い反発をしないというのが、大きな流れでいうと大勢になっているため、わりと裁量免責で拾われるという例が99パーセントの中で大きくなっていると言えるかと思う。

ある程度収益がある人については、個人再生手続を使う人も中にはいて、個人再生には許可、不許可という問題はないので、個人再生で債務を少しずつ弁済して残りをカットしてもらうという選択肢もあるのかも知れない。

○ 免責の場合、債権者は電話を架けてもいけないし連絡を取ってはいけないという定めがあるのか。

■ 破産法上、アクセスを禁止するような規定があるわけではないが、貸金業法の関係では、法的整理になったら取り立てをしてはいけないというものがある。

◎ 純然たる個人でお金を貸したり保証をしたりした人が、連絡を取ることは制限されてはいないと思う。

○ アメリカでは法律にきちんと書いてあるが、日本ではそこまで書いてないのか。

■ 少なくとも倒産法では、そこまで規定されていない。

5 裁判所委員から、席上配布資料「東京簡易裁判所にて作成された文書（答弁書注意書）」についての説明があった。

● 基本的には地裁の文書と同じものになっているので、違う点だけを御説明する。第3項「裁判への出席」の部分に、簡裁の場合は、弁護士の外に法務大臣によって認定された司法書士（認定司法書士）に訴訟代理権を与えていることが一つ異なっていることと、会社の業務担当者あるいは親族等で裁判所が相当と認める者を代理人とすることができる許可代理の制度があり、その関係を少し詳しく書いてある。それから認定司法書士の関係があるため、第4項の四角で囲った部分に、従前記載のあった法テラスサポートダイヤルの代わりに、司法書士ホットラインというものを記載している。

また、裏面は「分割払いを希望される方へ」となっており、これは従前から使用し

ていたものと変わりはない。

御覧いただき何か御意見等があれば是非お寄せいただき、柔軟に対応したいと思う。

第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われた結果、第29回は「立川庁舎施設等について」をテーマとすることになった。

第8 次回の開催期日について

次回の開催期日は、平成25年2月20日（水）とする。

以 上